

協議項目第9号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
合併特例法は適用しない。 選挙による委員の定数は、12名とする。

平成15年7月22日確認

農業委員会委員の定数について

【協議事項】

選挙による農業委員会委員の定数について

	定 数
新 町	人

農業委員会委員の定数について

『平成14年8月20日第1回協議会で確認』

合併特例法は適用しない。
定数等については、農業委員会法による範囲内で検討する。

『事務事業一元化調書』

- ・ 選挙による委員定数は、法の定める範囲内（10人から20人まで）で合併前に調整する。
- ・ 推薦による委員は、法の定めるところにより、議会推薦（5人以内）、農協推薦（1人）、共済組合（1人）とする。

協議事項

1. 選挙による委員の定数について

選挙委員の定数は、政令で定める基準に従い、10人から20人の間で、条例で定めることになります。

定数の基準となるのは農地面積と農家世帯数です。

※農地面積＝耕作の目的に供する土地

【農地面積を基準に考える】

(単位：人)

	上島４ヶ町村（４１５ha）				玉川町 427ha	小田町 430ha	新 町
	弓削町 121ha	生名村 59ha	岩城村 232ha	魚島村 3ha			
選 挙	１０	１０	１０	１０	１５	１２	
議会推薦	４	０	１	３	１	２	５人以内
農協推薦	１	０	１	０	１	１	１人
共済推薦	０	０	０	０	１	１	１人
計	１５	１０	１２	１３	１８	１６	

ha の数値は H 1 3 農林水産統計年報

【農家数を基準に考える】

(単位：人)

	上島４ヶ町村（２２０戸）				伯方町 210 戸	日吉村 206 戸	新 町
	弓削町 4 8 戸	生名村 2 7 戸	岩城村 145 戸	魚島村 0 戸			
選 挙	１０	１０	１０	１０	１１	１２	
議会推薦	４	０	１	３	２	２	５人以内
農協推薦	１	０	１	０	１	１	１人
共済推薦	０	０	０	０	１	１	１人
計	１５	１０	１２	１３	１５	１６	

戸数の数値は H 1 3 農林水産統計年報

～参考～

上島の場合、農業委員会の選挙による選挙区については、基準（すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が５００ha 以上となるか、又は基準農業者数が６００以上）に満たないため設けられない。